

介護保険法第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の廃止について、次のとおり届出があった。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所 〒	事業所住所	事業所 電話	事業所 FAX	状態	変更 年月日	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	代表者名	代表者職種
3770200628	訪問介護	ハート・ケア介護サービスセンター	763-0052	香川県丸亀市津森町 68番地8	0877-58- 3202	0877-58- 3203	廃止	R5.5.16	有限会社ハート・ ケア	香川県丸亀市津森町 68番地8	林 英美	代表取締役
3760490072	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーションソラウミ	765-0011	香川県善通寺市上吉田 町八丁目5番19号 forestビル	0877-43- 7761	0877-43- 7762	廃止	R5.5.31	株式会社 SORAUMI	香川県善通寺市上吉田 町八丁目5番19号forest ビル	溝口 英次	代表取締役
3770200404	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリ テーション	通所リハビリテーションセンター こうじん	763-0043	香川県丸亀市通町13 3番地	0877-21- 3000	0877-23- 1901	廃止	R5.5.31	医療法人社団厚 仁会	香川県丸亀市通町133 番地	松山 毅彦	理事長